

室町・戦国期莊園制を支えた割符

—新見莊や北陸など中間地域莊園の事例—

辰
田
芳
雄

室町・戦国期莊園制を支えた割符

—新見莊や北陸など中間地域莊園の事例—

辰 田 芳 雄

はじめに

一 割符の性格と替錢

二 備中國新見莊の惣請と年貢京進

三 新見莊からの「上り荷」の運搬路

四 北陸など中間地域莊園の割符

(1) 近衛家領越前国宇坂莊・加賀国安江保 (『雜事要錄』・『雜々記』)

(2) 北野社領加賀国富墓莊 (『北野社家引付』)

(3) 上賀茂神社領能登國土田莊 (『賀茂別雷神社文書』)

(4) 東大寺領周防國衙領 (『東大寺文書』)

(5) 三条西家領越後青苧座 (『実隆公記』)

(6) 東寺領遠江國原田莊・東大寺領遠江國蒲御厨 (『東寺百合文書』・『東大寺文書』)

おわりに

概要

割符という語には、「紙片の割符」と「上り荷」の両方の意味がある。新見莊では「紙片の割符」は京上夫が京進し、年貢錢で購入された特産品である「上り荷」は割符屋（問丸・借上などの商人）が運漕した。この年貢京進システムが室町・戦国期莊園制を支えていた。新見莊の高瀬・中奥からの「上り荷」の経路は、成羽川の上流の小谷をめざすルートであることを新見莊三職注進状の分析により推定した。

割符のしくみの研究は、史料の多い新見莊での考察に基づき、ほかの海運の発達した中間地域の莊園を検討の対象として進展するはずである。従来は、割符という表現はすべて「紙片の手形」であると誤解していたために、史料の意味が十分には理解できていなかった。割符には「上り荷」の意味もある。そこで、北陸などの中間地域に属する莊園からの割符による年貢京進を検討したが、大半は新見莊の割符のしくみと同様であることがわかつた。

室町・戦国期莊園制を支えた割符

—新見莊や北陸など中間地域莊園の事例—

はじめに

網野善彦が一般向けの著書のなかで、中世の錢貨の流通に関するもの、「錢の送進にあたって、替錢、割符を用いるようになるのも、さきにふれたように十三世紀後半以降のことだったが、十四世紀以降になれば、それはまったく日常のことになり、信用貨幣ともいすべき十貫文の額面をもつ割符、手形が、日本国の全体に自在に流通するまでになってきた」と論じた。^① 割符が広汎に流通する信用貨幣の如きものであるとするのは、桜井英治の主張に影響を受けたものであろう。^② しかし、割符は近世以降の信用通貨と同様に流通性のあるものではない。桜井の主張する「割符＝高額紙幣」論を支える論拠は薄弱で、私はこれを認めることができない。^③

割符は中世社会において年貢の送進に必要不可欠のしくみである。そして、このしくみは商人が交易圏を拡大し利益を得る手段となつた。東寺文書には、備中國新見莊の年貢送進の際の「紙片の割符」の写しが六枚残っているが、それ以外に「紙片の割符」の写しは存在しない。しかし、割符が年貢送進に利用された事例が多く検出されている。ここでは、新見莊の割符の考察の結果をもとに、北陸から畿内に送られた割符などの事例を検討して、自説を補強したい。

一 割符の性格と替錢

新見莊での割符の初見は、「東寺百合文書」ル函二二一号・『岡山県史家わけ文書』八〇号（今後、「百合」ル二二一・『岡』八〇などと略す）、建武二年（一三三五）六月二十五日、新見莊地頭方預所沙弥明了注進状である。この文書や他の新見莊での割符の史料を分析・検討した結果、年貢を東寺に京進するために利用された割符の性格が明らかになつた。それを列举すると、①割符という用語には、「紙片の割符」と「上り荷」の両方の意味があつた（在地の莊官や都の莊園領主にとつては「紙片の割符」、京上を請け負つた問丸等にとつては購入した特産物の「上り荷」）、②「紙片の割符」に流通性や貨幣的交換価値はない、③「上り荷」の存在が「紙片の割符」に価値を付与する、④「紙片の割符」は割符付・裏付を経て現錢化され年貢錢に姿を変える、⑤専ら年貢の送進の際に使用され、「上り荷」の運送貨として夫賃が商人に支払われる。

新見莊の代官・三職・百姓らの手紙には、割符と同義語として「替錢」の語が使用されることはない。応仁二年最勝光院方評定引付で「境割符替錢事」^⑥とあるのは、「割符を現錢化する」との意味で使用されている。一方で、新見莊などの年貢収入を決算した東寺の最勝光院方年貢散用状には、割符を現錢化する際に「カイ錢取（割符が現錢化されたものを運ぶ使者）」の語が多く見られるので、東寺の僧の間では「サイフ」と「カイ錢」は同義として理解されていた。ところで、新見莊以外での替錢の用例には、遠隔地間の借錢の

預状を指す場合がある。また、割符は徳政の対象にはならないが、利息付き替錢は徳政の対象となつた。⁽⁸⁾従つて、仮に債権的価値を付帯して流通する手形が存在するとすれば、割符ではなく替錢の方である。

一一 備中國新見莊の物請と年貢京進

新見莊では、寛正二年（一四六二）に物請となつた。請負つた内容は、現米七七石・現錢一四〇貫文や大豆・夏麦・漆・紙・栗などで、一石⁹一貫文とすれば、錢高では約二七貫文以上である。⁽⁹⁾前代官の京兆家被官安富智安の代官請一五〇貫文に比べれば、相当な高額である。しかし、実際の納入額は、表1によれば一年間では最高一三〇貫文である。年貢納入額の合計七五七貫五〇〇文のうち、割符で納入された額は七二七貫五〇〇文で、年貢京進の九六%が割符により納入されている。そこで、新見莊の物請は割符の存在なしには実現できなかつたと考えられる。新見莊の高瀬地区は、鉄による年貢の納入が見られるだけでなく、他の地域に比べ早くか

表1 新見莊の年貢納入額と割符納入率

年	納入額	割符分	現錢による納入額	割符納入率
寛正2	110	110		100
寛正3	102	80	2+8+12+5=22	78.4
寛正4	95	90	5	94.7
寛正5	80.5	77.5	3	96.2
寛正6	130	130		100
文正元	80	80		100
応仁元	80	80		100
応仁2	60	60		100
文明11	20	20		100

注：納入額などの単位は、貫。割符納入率は%

ら年貢の代錢納が行われている。高瀬の鉄生産は、畿内の商人を引きつけ、輸入された宋錢が在地に蓄積された。そのことから、高瀬地区の人々の主導により割符による年貢の京進がすすめられたと考えられる。⁽¹⁰⁾

念のために、年貢京進と京上夫との関係を考察しておこう。表1では、現錢による年貢京進は六回見られるが、これらは京上夫による。寛正四年（一四六三）には、新見莊の京上夫は、年に六度徵發され、もし怠ると一度につき一貫五〇〇文納めなければならぬ契約となつた。⁽¹¹⁾京上夫の選抜方法は不明であるが、おそらく名単位に一定の順番で決定されていたと思われる。京上は一度に付き夫一人で、馬などの輸送手段は用いず、徒で赴くので、ほぼ一〇日間を要する（表2）。寛正三年（一四六二）六月二十日に新見を出立し東寺に二十九日に到着した京上夫の例を見てみよう。⁽¹²⁾

昨日廿九日、新見莊人夫一人、上洛參候事、年貢錢彼是現錢拾貳貫文到来之内、貳貫文去年違割符分、四貫文去年々貢錢、六貫文当年夏麦代錢、且納之分云々、（中略）此外人貲

表2 最勝光院方評定引付に見える京上夫による現錢運送

記載日	運送額	運送期間	関係史料
寛正3年 3月 3日条	2貫文・紙2束	2月23日→ 3月 2日(10日間)	「百合」サ99・100・『岡』358・359
寛正3年 4月27日条	8貫文・紙1束	4月18日→ 4月27日(10日間)	「百合」ウ60・『岡』1135
寛正3年 7月 1日条	12貫文・紙1束	6月20日→ 6月29日(10日間)	「百合」サ103・『岡』362
寛正3年 9月 5日条	5貫文	8月26日→ 9月 5日(10日間)	『教』1695
寛正4年 閏6月1日条	5貫文	6月22日→ 閏6月 1日(10日間)	「百合」ツ225・『岡』138
寛正5年12月29日条	3貫文	12月19日→12月28日(10日間)	「百合」サ368・『岡』590

寛正3年引付：「百合」け13・『岡』823、寛正4年：「百合」け14・『岡』824、寛正5年：「百合」け16・『岡』825

一二貫文を京進納入したとするものの、実際に運搬したのは現錢一貫文であったと思われる。⁽¹⁴⁾ 一貫文が三・七五kgとすると四一・二五kgである。この重さは、京上夫の運搬としては異例であったために、「人賃壹貫文」を要求し、特例として貫別九〇文として「夫賃」⁽¹⁵⁾ 九九〇文が認められた。⁽¹⁶⁾ この四一・二五kgが京上夫一人が運搬できる最大量であったと考えて良い。当時は京上夫の員数が問題となるなど、京上夫による現物年貢の京進が困難になるなか、割符による年貢送進が莊園制維持に不可欠となつたと思われる。なお、寛正三年には四度も現錢により年貢が京進されているが、これは割符商人が新見莊に来なかつたためである。⁽¹⁷⁾ 他の年の場合も同様で、新見莊は年貢送進を割符のしくみに依存していた。

京上夫に「人賃」（＝「夫賃」）が認められたのは、前述の寛正二年の一度だけである。新見莊で一般に夫賃といえ、一般に商人が「上り荷」の割符を運ぶ運送料である。新見莊ではその夫賃は地下の負担として除分となつた。地下が商人に支払い、年貢の除分として年貢算用が行われる。夫賃は一〇%から一二三%であるが、農民側の損にはならない。⁽¹⁸⁾

以上のことをまとめおこう。①新見莊では惣請の契約額である現米と現錢あわせて約二・七貫文を送進することはなく、最大が寛正六年（一四六五）の一三〇貫文であるが、それはすべて割符によつて京進された。②従つて、惣請の実現は割符屋の存在が必要であった。中世後期において莊園制の存続を支えていたのは、商業資本（割符屋＝問丸・借上）であり、加えて畿内港湾への船運ネット

ワークであつた。③割符屋は、「紙片の割符」と交換された錢で購入された特產品（「上り荷」）の運送費用（夫賃）一〇～一三%を得るだけでなく、「上り荷」を畿内で高値で売ることで利益を獲得した。割符のしくみは、在地・莊園領主・商業資本の三者それぞれを利するものであつた。

三 新見莊からの「上り荷」の運搬路

備中國新見莊の京上夫の京都までの経路はすべて陸路である。新見から南下して備中松山（高梁）へ、そして東向にして備前金川から旭川を渡り、関所のある三石を経由し播磨へ入り、山陽道を道成に京都まで進んだ。これが京上夫の携えた「紙片の割符」の道程である。一方、新見莊で年貢錢を「紙片の割符」を替えた商人が、その錢で購入した鉄などの商品（＝「上り荷」）を京都までどのような経路で運んだのであるうか。漠然と新見から高梁川を下る船運に依つていたと考えていたのではないだろうか。改めて、「上り荷」の運送経路を考察してみよう。

新見莊に隣接して神代郷がある。神代郷は伊勢神宮領莊園（御厨）で京都経由の人夫が伊勢に頻繁に送られていた。⁽²¹⁾ そのため、新見莊からの京都への注進状などは、神代夫に委ねられることもたびたびあつた。新見莊で年貢錢を割符にした商人が、「上り荷」を運ぶ経路を特定することは、史料上では困難であるが、以下に示す①～③の史料を分析することで推定したい。

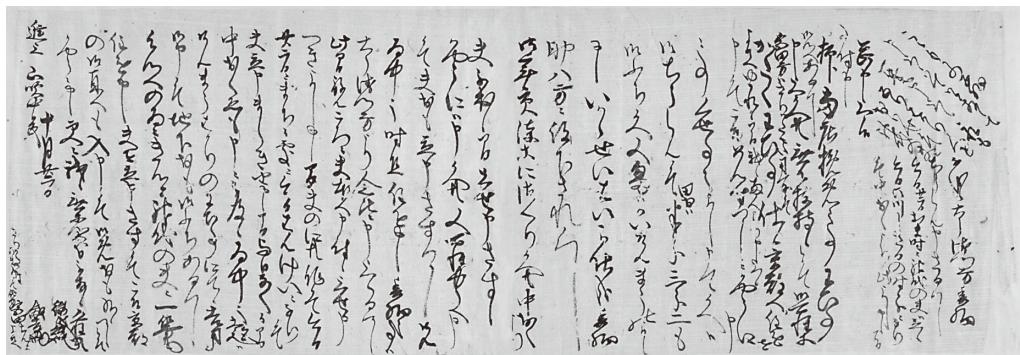


図1 「百合」ゆ68、(寛正6年)10月22日、新見莊三職注進状
(京都府立京都学・歴彩館 東寺百合文書WEBより)

① (寛正6年)十月二十二日 三職注進状 「百合」ゆ六八・『岡』

一一四一 (図1)

なをく太郎衛門方、委細(注進)ちうしん申さるへく候、今日廿二日
午(午)時(未申)、神代の夫ハ立候、今日ひつしがるの時分になり候
て、中おくより、此よし申候間、こゝもとの子細、申上候ハて
ハと、存候て、一筆申上候、これも五里(里)ばかり、人をおわせ候
て、神代の夫(余所)事付申候、御心(得)へあるへく候、宮田方(さざりか)
たき用所候て、よそへゆかれ候間、我ら兩人より申上候、

畏申上候、

抑、当庄損免之事、わひ事申上候へ共、無御扶持候とて、御百姓
等、かたくわひ事仕候、京都へ注進を申候てこそ、めんすへく
候、かやうに申候事、(曲)事之よし申て候へハ、御ちうしん候
て、田おハ半分・三分二も御(扶持)ふち候へ、又畠ハ(皆)そんまうのよ
し申候、いか(如)、せいはい可仕哉、委細、助八方(待)仰下され候へく
候、御年貢漆等につくり候へ共、中おくより、夫不出候間、上せ
申さす候、かやうにハ申候へ共、又百姓中へ申候て、夫おも立申
さすへく候、先あ中之時宜、注進申候、委細之事ハ、太郎衛門方
より、念比(急度)申上らるへく候、此間ねんころ、夫本へ申付候、
上せ申へきよし申候間、夫の(荷)に共、作候て、今日廿二日(まち)候
処に、今日はんけい(晚景)なり候て、夫立申ましき由申候間、与日な
く候間、中おくゑも申(未)不及候、ゐ中之趣ハ、そんまうばかりの
わひ事にて候、吉用(急度)御申候て、地下おも御ふちあるへく候、御
心への為(きつ)と神代の夫(夫)一筆注進申候、夫を立申さす候て
進之申候等。

こそ、京都の御耳へも人申候て、御免おも給候へく候とて、かやう申候、更々我ら無等閑於不存候、恐惶謹言、

十月廿二日

衡氏（花押）
盛吉（花押）

進上山吹中殿

宮田（はん者）

さりかたきひま入候て、他行候、

②（寛正六年）九月三日 中奥百姓申状 「百合」え一二一・「岡」
九六五⁽²³⁾

なを／＼申上候、この太郎（衛門⁽²⁴⁾）御（扶持⁽²⁵⁾）御（切紙⁽²⁶⁾）
くたし候ハ、畏入候へく候、

畏入候、仍先日申上候つるむきねんくの事、御（委年貢⁽²⁷⁾）
候、よきやうに御申候て、御ふち候ハ、ミな／＼畏入候へく

候、もし又よしんの御代（官⁽²⁸⁾）御（下⁽²⁹⁾）たり候ハ、この分をよきや
う御申候て、御くたり候へく候、御心得のため申上候、くわ
しくハ此太郎ゑもん御たつね候へく候、恐々謹言、

九月三日

上（他）
申しの御かたへ

まいる

中奥

御百姓中より

③寛正六年最勝光院方評定引付（百合）け一八・「岡」八二六 十

一月四日条

一、新見庄損亡事、重而三職致注進、々々状二日到来、高代人夫
言付上了、

①は田畠の損亡による年貢の減免を訴える三職注進状、②は中奥百姓が代官祐成の中間太郎衛門を頼つて作成した申状で、②が先行して①が作成された。そして、②は①とともに神代の夫に託され、

③の記事にあるように東寺へ届けられた。

金子衡氏と福本盛吉の二人で作成した三職注進状は、神代夫が出立した十月二十二日に記された。評定引付によればその神代夫（高代人夫）は十一月二日に京着した。従つて、十一日間を要したことになる。

この三職注進状には、神代夫の京都出立情報を如何にして得たかが詳しく記されている。神代夫が午時（十二時頃）に出立したことを、未申（午後三時頃）に中奥からの情報で知つた。そして「五り（重）はかり人をおわせ候て神代の夫（事付申候）⁽²⁴⁾」とあるので、神代夫の経路は、正田の渡しを経て新見往来から金川往来を行く道筋ではない。なぜなら、もし神代夫が高梁川の渡し（正田の渡し）を利用したならば、三職たちの居所近くを通過するので、その情報は三職に届くはずである。神代夫は新見莊内を通過する西向きに進んだのではなく、南向きに進んだと考えられる。神代→八鳥→高山の西

↓西山→小谷の船着場→成羽川の可能性が大である（図2・a）。この八鳥から小谷の陸上ルートは八km強で成羽川までの距離が最も短い。おそらく、神代夫の最初の宿泊は、西山か小谷であろう。そして、成羽川を船で下り、落合を経て高梁川の本流にてた。この後、

神代夫は再び陸路で金川往来を歩いたのか、そのまま船で瀬戸内海まで行つたのか不明であるが、多くの荷物を伴つていたならば後者

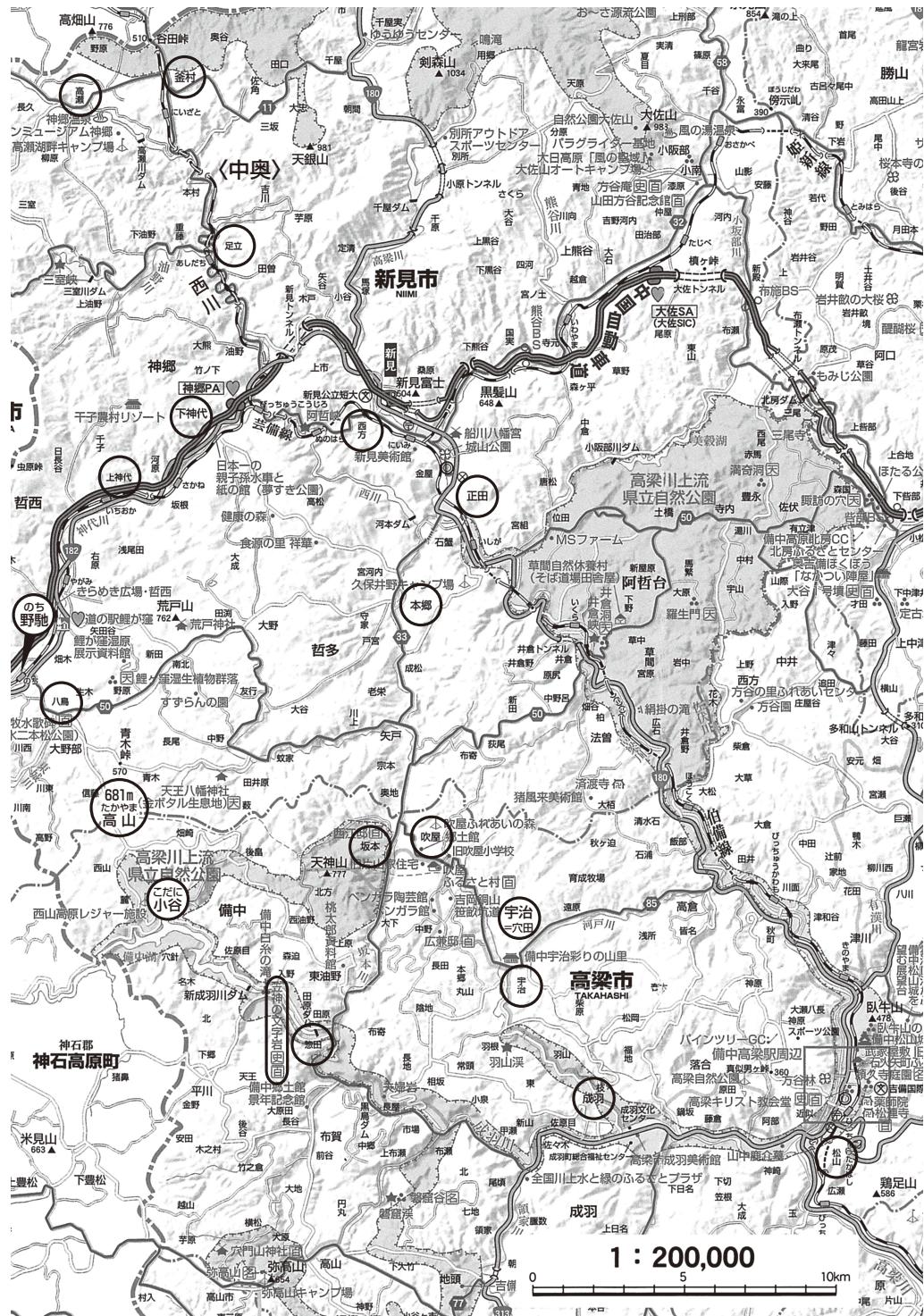


図2 a. 高瀬・足立 → 神代 → 八鳥 → 高山の西側 → 西山 → 小谷 → 成羽川 (現在の県道313号線)
b. 西方 → 吹屋の西側 → 坂本 → 惣田 → 成羽川 (現在の県道33号線)
c. 西方 → 吹屋 → 宇治 (=穴田) → 成羽川 晴れの国おかやま旅マップ(岡山県発行)を加工

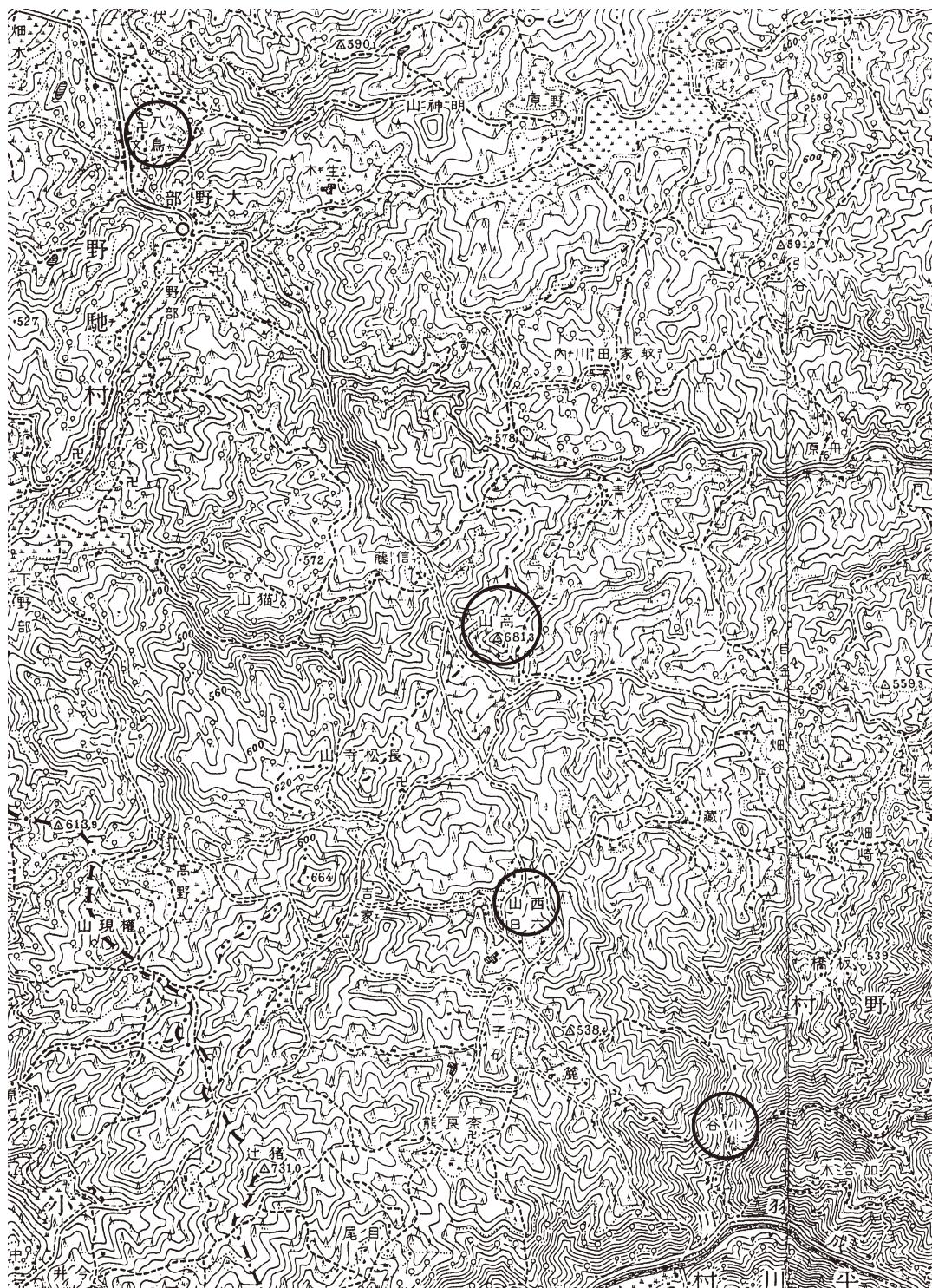


図3 明治31年測図・同34年製版 新見（部分） 大日本帝国陸地測量部

はつとり → たかやま → こだに
八鳥 → 高山の西侧 → 西山 → 小谷 → 成羽川

であろう。とすれば、神代からの「上り荷」は勿論、新見荘の中奥・高瀬からの「上り荷」もこのルートで運送された可能性が高い、

⁽²⁸⁾

（図2・図3）。

成羽川は早くから物資の運搬に利用されていて、現在の広島県東条付近からの鉄などが水運によって運ばれていた。徳治二年（一三〇九）に南都西大寺の僧の協力を背景に石大工伊氏により成羽川の水路が開削され、神代→八鳥→西山→小谷のルートが開発された。⁽²⁹⁾

神代郷や新見荘の物流は高梁川の西側の高原を南下して、成羽川の船着き場と思われる。特に、新見荘中瀬・高瀬からの鉄などの物流ルートは、西川→神代川→神代→八鳥→高山の西→西山→小谷の船着場→成羽川→落合→高梁川→西阿知→瀬戸内が想定される。⁽³⁰⁾

四 北陸など中間地域荘園の割符

新見荘の京上夫一人が徒で運搬できるのは、精々一一貫文程度の銭束であつて、それ以上の年貢銭を運搬することはなかつた。新見荘では、運送業者を兼ねる割符屋商人が年貢銭を商品（「上り荷」）に替えて京進した。他の荘園の年貢送進はどうであろうか、年貢送進に利用された割符を北陸などの荘園で考察してみよう。

四貫文である。

（1）近衛家領越前国宇坂荘・加賀国安江保（「雜事要錄」・「雜々記」）
越前国宇坂荘（現在の福井市美山町付近）へは、近衛家から直務定使が定期的に派遣されて、真綿と年貢銭が商人により京進された。

年貢銭の送進は割符のしくみが使われた。⁽³⁰⁾

I 「雜事要錄」一三冊・延徳二年・越前国宇坂荘

十二月廿九日 綿廿九屯百目 割符二ヶ半 二千四百疋也

此内正月十二日千疋

此内同十八日四百疋

此内同廿五日千疋

以上二千四百疋也

延徳二年（一四九〇）十二月二十九日に真綿二十九屯百目と「紙

片の割符」二ヶ半（半）は五貫文ではなく四貫文分で計（四貫文分）が京着した。そして、①「紙片の割符」は三枚で、千疋分は正月十二

日、四百疋分は正月十八日、千疋分は正月二十五日と、それぞれ割

符付をする日が指定されていた。あるいは、②「紙片の割符」が京着した十二月二十九日に割符屋に割符付をすると、上記のそれぞれの日を裏付してくれた。①の場合は、割符付をする日に裏付がされるので、現銭化は割符付をする日以後である。②の場合は、その日に現銭化に成功した。①にせよ②にせよ、十二月二十九日に京着した「紙片の割符」はそのまま流通することはなく、正月十二日以後に現銭化された。なお、IIIの事例でも、「半」は五貫文ではなく、

II 「雜事要錄」二三冊・明応八年・越前国宇坂荘
九年分
二月九日 綿三十九屯 割符四ヶ 有未進

十五日 上京頭中屋五百疋 残五百疋 六月廿日可上申云々

十八日 同袋屋千疋

廿日 同布袋屋千疋

三月卅日 ^{三条}小袖屋千疋

四月六日 同三百疋

八日 同三百疋

八月廿八日 百疋

明応九年（一五〇〇）二月九日に真綿三十九屯とともに「紙片の割符」四ヶが京着した。「有未進」の部分が重要である。「紙片の割符」四ヶは、その日のうちに四店舗の割符屋にそれぞれ割符付されたであろう。その結果、上京にある割符屋・頭中屋に割符付された一ヶのうち五百疋分は二月十五日に現錢化することを約束する裏付がなされたが、残りの五百疋分は「上り荷」の未進（未着）により六月二十日に再度割符付をすることになった。上京袋屋の「紙片の割符」一ヶは二月十八日、同じく上京の布袋屋のそれは二月二十日、三条の小袖屋のそれは三月三十日に、それぞれ現錢化する約束の裏付がなされた。そしてその後現錢化した。これらの割符は、^{〔3〕}けつして流通型割符とはいえない。なお、割符の助数詞はすべて「ヶ（か・荷）」である。

安江保は加賀国石川郡、現在の金沢市北西部に位置する。

III 「雜々記」「五」・明応三年と四年・加賀国安江保

四年二月廿三日 割符二ヶ半到来

三月十四日 サイフノ内五百疋到来

十五日 サイフノ内五百疋到来

廿一日 同五百疋

廿四日 同三百疋

廿六日 同二百疋

四月六日 同三百疋

八日 同三百疋

三月卅日 ^{三条}小袖屋千疋

四月六日 同三百疋

八日 同三百疋

八月廿八日 百疋

明応四年（一四五五）二月二十三日に「紙片の割符」二ヶ半（二四貫文分）が到來した。「三月十四日、サイフノ内四百疋到来」は、「紙片の割符」二ヶ半の内四貫文の錢が到着したという意味である

うから、「上り荷」の到着により二四貫文が分割的に現錢化されたのである。同様に十五日に五百疋、二十一日に五百疋、二十四日に三百疋、二十六日に二百疋、四月六日に三百疋、八日に二百疋がそれぞれ現錢化された。例Iと同様に「半」は四貫文分である。

（2）北野社領加賀国富墓莊（^{とみづか}北野社家引付）『加能史料 戰國IV』二〇〇四年

北野天満宮領富墓莊は加賀国江沼郡、現在の加賀市富塚町・柴山潟西辺に位置する。

延徳四年（一四九二）五月二日条

一、柴山割符貳荷、同現物四貫文三百文到来、但割符一者坂本ニ在之由申間、可社納由申而返之、

加賀国富墓莊の代官柴山九郎左衛門尉から「紙片の割符」二荷と現物四貫三百文が到來した。但し、「上り荷の割符」一荷は坂本にあるというので、「紙片の割符」を現錢化して社納するようになつて、使者を坂本へ返した、という意味であろう。前者の「割符

貳荷」は「紙片の割符」であるが、「上り荷」が意識されて数詞は「荷」と表現されている。後者の「割符」は坂本津にあるというのであるから「上り荷」を指して、京都に到着した「紙片の割符」を坂本へ持参して「上り荷」と照合して現銭化して社納せよと命じている。一文の中に、割符が「紙片の割符」と「上り荷」との両方が登場する好例である。

延徳四年五月三十日条

一、柴山割符一千疋、已前於坂本可渡由申間、無謂由申返之処、
今日当坊へ持送也、

代官柴山が割符千疋は以前に坂本で現銭化して渡すと言つたので、謂われのないことだといつて返答したら、今日坂本から梅松院へ持つてきた、という意味がある。富墓莊からの割符は坂本の商人の扱いであり、「紙片の割符」が京着しても現銭化するためには坂本の割符屋に割符付をする必要があつた。従つて、「当坊へ持送也」は、坂本で現銭化された一〇貫文を京都の北野社松梅院が取りに行くのではなく、代官柴山が坂本から松梅院まで運んできた、という意味である。

(3) 上賀茂神社領能登國土田莊 (『賀茂別雷神社文書』『加能史料 戰 国II』二〇〇〇年)

賀茂別雷神社の莊園であつた能登國土田莊の年貢収納に土倉が深く関わっていた。⁽³²⁾ この莊園でも年貢の京進に割符が利用されていた。土田莊は能登國羽咋郡、現在の志賀町南部に位置する。

長享二年分 (一四八八) 土田莊公用錢算用狀

拾貫文同廿日さいふ内、

五百四十文 同一日一社へ御樽代、此内四十文当月利八文子、

卅文 同日新左衛門方海津へ下時出立酒直、

貳百五十一文 同三日十五人御寄合夕飯不足分、

三貫貳百四十文 当月二日日供料借錢^仁返弁、此内貳百四

十文同月利分八文子、

五百五十一文 同六日十五人御寄合夕飯新左衛門方マテ、

廿八文 同七日新左衛門方さいふ付^仁行時酒直、

貳百文 同八日淨願被召時一献十五人数マテ、

四十文 同十一日豊田方使給酒直、

廿五文 同日両雜掌御出京酒直、

五十文 同日新左衛門方さいふのうら付ノ出立、

十四文 同日豊田方へ正稅ノたハラノ代、

卅文 同十四日新左衛門方坂本へ下時酒直、

百七十文 同十五日大黒屋使給酒直御出方マテ、

百四十文 同十六日新左衛門方さいふ錢取^仁行時朝飯、但十

五人御中ノ定、

五十代五百五十五文 文明十八年小野郷司得分不足ノ入立、

三百文 同廿日新大夫茶代、同茶椀代まで、

四百文 同日職中同物書給訪分、

三百八十文 同十七日十五人御寄合御一献、

一、十月廿四日香川方へ樽參時肴代借書九百九十二文、此内百廿

文十月・十一月両月利八文子、此内十二月一日収納時三百十七文

返弁之、残而、六百七十五文

以上、七貫七百卅七文、此外貳貫二百六十文未進、

右、散用状如件、

同十二月廿日

修理亮（花押）

左京進（花押）

壹岐守（花押）

新左衛門（賀茂社務使・河口久守）は、十二月七日に割符付をし、

十二月十一日に割符の裏付に成功し、十二月十六日に坂本で現錢化して京都へ運んでいる。新見莊の割符の現錢化の過程と同様である。河口久守が京都から海津に下向した理由は、「上り荷」の海津到着の確認であろう。「上り荷」は、能登から敦賀湊、敦賀からは西近江路（七里半越）を経て海津の湖岸に到り、さらに琵琶湖を運漕され坂本津で荷揚げされると思われる。

（4）東大寺領周防国衙領（東大寺文書）

周防国衙領は中世を通じて東大寺造営料所として、年貢を東大寺に上納し続けた。

周防国目代玉舜房圭範諸方渡米注文^③

（端裏書）

「此両通をハ披見候て、可給候也、」

湊丸（江渡米注文

（中略）

（紙縫目裏花押）

豊後孫三郎割符方江渡米注文

合 応仁三月廿二日 次郎右衛門執進上之、

割符六内

兵庫ヨリ三

七十參貫文

加賀分拾二貫文、兵庫ヨリ南都マテ運賃貰貞文之由申之、

分米百四石弐斗

拾石別七貫文宛

此内遣方

拾石

貳拾石

大前公文名上足子歳分内
亥歳周才持上奉加錢分、割符於路次失了、

然間

此米不渡、仍只今遣方仕候也、

拾石八斗二升四合 富田公用之内

已上四十石八斗二升八合渡之、

残未進六十三石三斗七升二合

富田公用此後も納候者、可渡之候也、

卯月五日

玉舜

油倉江

參

この史料の解釈は難しい。本多博之は「これは、目代玉舜房圭範が豊後孫三郎と取引を持つ周防国現地の「割符方」に年貢米を納入し、そこで振り出された「割符」を「次郎右衛門」が携帯して東上、堺及び兵庫で換金したことを示すものである」と解釈した。^④

しかし、「割符方」は商人豊後孫三郎自身であろう。この文書は

豊後孫三郎へ未進分の米を渡すことを周防目代玉舜房圭範から東大寺油倉へ報告した注進状である。最初に「湊丸^{江渡米注文}」と題する文書があるが、湊丸も豊後と同様に商人であろう。割符屋の豊後は周防国衙領に出向き、目代玉舜から十分な米を得ないまま、堺と兵庫で現錢化できる「紙片の割符」を目代玉舜に振り出した。この

時、商人豊後は別の莊園などから年貢輸送を請負い、不足を充当して「上り荷」を兵庫・堺に運漕した。目代玉舜は商人豊後に「来納」の契約をすることになる。その結果がこの注文であり、将来、富田から納められた「公用」米が商人豊後に渡されるのである。

本多の割符の換金化の説明はその通りであろう。堺・兵庫で「紙片の割符」は「上り荷」と照合して現錢化された。周防から瀬戸内を経由する「上り荷」の夫賃が一二貫文（二〇%）でこれは堺・兵庫商人に支払われた。また、兵庫より東大寺までの運賃が一貫文で、これも必要経費である。結局、現錢化された六〇貫文に一二貫文の夫賃と一貫文の運賃が経費として加えられ、在地の周防国衙領は七三貫文を東大寺に納めたことになる。なお、兵庫から奈良までは、おそらく大和川の水運などを利用して六〇貫文（二三五kg）を運送したのである。ここでも割符は高額紙幣として流通することはない。港町に店を構える割符屋商人は夫賃などの大きな利益を得ていた。

この割符を取立為替（逆為替）とする見解があるが、夫賃や運賃の説明ができないので誤っている。^{（45）}「兵庫ヨリ三」などの解釈を「兵庫より周防国衙領へ三」と考へているが誤りであろう。この

「ヨリ」は、同じ史料内に「兵庫ヨリ南都マテ運賃」とあるだけでなく、他の史料にも「堺并に尼崎ヨリ分也」・「堺ヨリ替ノ駄賃十貫文^{（46）}二百文引之商人方」とあるので、割符を現錢化をする港の割符屋から奈良まで運ばれるという意味上の「ヨリ」である。

（5）三条西家領越後青苧座（『実隆公記』）

文明十六年（一四八四）十二月二十九日条

自天王寺割符三到来、且所祝着也、此内一相違事在之、計会明春早々可申下之分也、

この「割符」は、無論、天王寺から京都に割符付あるいは裏付のため持ち込まれたものではない。本所・三条西家が割符付あるいは裏付のために使いを天王寺に派遣し、割符を持参した使者がその首尾を報告したことを実隆は記している。なぜなら、「此内一相違」とは、違割符を意味するからである。割符三のうち、二は裏付に成功して現錢化が約束されたが、残りの一は違割符となつたので、実隆は来年正月早々に現錢化の実現のために善処を命じた。割符が流通しているのなら、こうした状況は起こらないであろう。なお、この史料により、越後青苧座の年貢が割符で本所に送られたことがわかるだけでなく、越後（柏崎津や直江津）からの「上り荷」の到着地が淀川を下った天王寺浜であったことがわかる。^{（47）}

（6）東寺領遠江国原田莊・東大寺領遠江国蒲御厨（『東寺百合文書』・『東大寺文書』・『静岡県史』資料編六・中世二）

東国における中間地域の最東部に位置する遠江国の割符の事例を検討しよう。⁽³⁸⁾ 東寺領原田莊は遠江国佐野郡、現在の掛川市西部に位置する。また、東大寺領蒲御厨は遠江国長上郡、現在の浜松市東部に位置する。

東寺領遠江国原田莊代官鈴藏常喜が、守護方の支配伸張のために、納入すべき年貢が減じたことを訴えて、以下のように東寺に述べている（図4）⁽³⁹⁾。

彼此都合五貫百廿七文御年貢之内減し入候間、十四貫文八百七十文にて候を、百廿七文をハ入立候て、十五貫文替進大事候、国方の三貫文の請取副進之候、いた地下未進四貫ハかり候へとも、あまり月迫⁽⁴⁰⁾なり候あひた、そのふんをハさいふをおきのりにて進て候、御請取をやかて下給候⁽⁴¹⁾、目出度費入存候、

一四貫八七〇文に一二七文を加えて一五貫文（省陌法）としているので、「紙片の割符」が組まれて〔替進〕いる。そして、「紙片の割符」に対応する「さいふ」が沖乗の船により送られている。この「さいふ」は「上り荷」である。沖乗は地乗に対応することばで、商人が「上り荷」を船に積載し、一気に紀伊半島を南下して紀伊水道をめざしている。⁽⁴²⁾

東大寺油倉下部の弥太郎は、遠江国蒲御厨から年貢が送進できなことを訴えて、東大寺油倉に以下のように述べている⁽⁴³⁾。

抑就國之忿劇候て、更々御領之無納所候之間、かたく催促申候、仍納所被申候へ共、海道ふさかり候て、商人罷不上候間、不及了簡候、次われらも罷上候ハん心中にて候へ共、自地下申留られ候

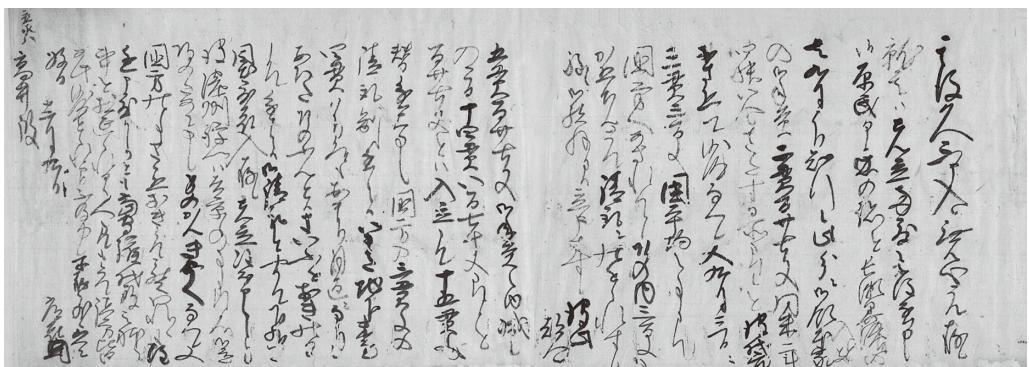


図4 「百合」え12、応永8年(1401)12月9日、原田莊代官鈴藏常喜書状
(京都府立京都学・歴彩館 東寺百合文書WEBより)

て、如此地下より注進被申候、

東寺領原田荘と同様に、通常であれば年貢は海運を利用する商人が東大寺に送っていることがわかる。仮に「紙片の割符」に対応する「上り荷」の運漕であれば、(4)の周防国衙領と同様に堺で現銭化され、馬などを利用して奈良まで運ばれたと思われる。なお、遠江国蒲御厨は室町期には守護斯波氏の守護請となるが、その際に在京する守護に京進された年貢銭の算用状が残っている。⁽¹²⁾代官石田義賢が作成したこの算用状を見ると、京着した年貢額が三〇貫文など丸まつた額であることや、それに一五%の夫賃が付加されていることから、割符のしくみが利用された可能性がある。

おわりに

割符のしくみが室町・戦国期莊園制を支えていたとする視点から、新見莊など中間地域を対象に論考した。以下に本論のまとめをしておく。

①新見莊の年貢京進は京上夫により担われていたのではなく、割符のしくみによって実現していた。商業資本である割符屋が「上り荷」を畿内の港湾に運漕することで、室町・戦国期莊園制は成り立っていた。

②新見莊の高瀬・中奥からの「上り荷」の経路は、成羽川の上流の小谷をめざすのルートであることを新見莊三職注進状の分析により推定した。

③北陸など中間地域莊園からの割符を具体的な史料により検討した

ところ、地方から畿内に送られた「紙片の割符」は、港湾に店舗を構える割符屋で割符付・裏付を経たのちに現銭化されることがわかつた。また、割符の語に「上り荷」を示す事例も採集することができた。これらの莊園の割符京進は、新見莊の割符のしくみとほぼ同様であった。

新見莊の在地では専ら「割符」の語が使用され、「替銭」は使用されないが、東寺では両方は同義とされていた。新見莊以外の中間地域莊園の史料では両方の事例が多く検出されるが、本論ではまつたく検討・考察することができなかつた。今後の課題としたい。

(1) 綱野善彦『日本社会の歴史(下)』三五頁、岩波新書、一九九七年。

(2) 桜井英治「割符に関する考察」(『日本中世の経済構造』岩波書店、

一九九六年所収、一九九五年初出)。桜井の流通型割符が存在する根拠は、以下の六点である。①割符の定額性。②益斎書状(『上杉家文書』)「彼年貢未進内六拾貫文、加夫賃かわし申候内式拾貫文者、さいふ二ヶ請取申候、此使者可渡給候、泉州堺さいふて候、ちかいたる儀候者、則以松井正才可致返弁候」。「かわし」と「さいふ」を区別し一回性送金目的の替銭に対して流通型割符が存在する。③新見莊では割符の京進を「上す」「進らす」等と言い、「かわす」「かわし」とは言わないので、割符と替銭は異なる存在で、割符は流通する。④割符案に登場する「ゆハとの」(百合)サ一七三(一三)と「平田九郎さ衛門」(教)一七九〇)の兩人は新見

莊とは無縁の人物で、別の土地で振り出された割符が新見に流入している。⑤最勝光院方評定引付応仁二年正月条の「淀ノ者ニカワシ」「境ヨリ京都マテノ割符賃四百文」が流通型割符の実例である。⑥「さいふもうつゝの用候」「百合」え四六・「岡」九一六、応仁元年十二月十八日、三職注進状は割符の紙幣的表現である。

(3) 高木久史「日本中世の手形類の技術的到達点」(『社会経済史学』八一四、二〇一六年)。高木は、割符の流通性について、実態上は制約があるが、形式上(理論的には)排除できないとして、桜井が主張している割符の流通の可能性を評価している。

(4) 豊田武「為替取引の発生」(『増訂中世日本商業史の研究』岩波書店、一九五二年)。濵谷一成「一五・一六世紀の北陸における手形類の動向と機能」(『洛北史学』五、二〇〇三年)。

(5) 拙稿「新見莊の割符」(『日本歴史』八三四、二〇一七年)、拙著『室町・戦国期備中国新見莊の研究』日本史史料研究会、二〇一二年など。

(6) 「百合」け二一・「岡」八二九、応仁二年最勝光院方評定引付、七月八日条。

(7) 「百合」る六四・「岡」七三一、寛正六年十二月日。

(8) 百瀬今朝雄「利息附替錢に関する一考察」(『歴史学研究』二一、一九五七年)。『国史大辞典』の「割符」。

(9) 「百合」サ八九・「岡」三四九、寛正二年十一月十五日、新見莊領家方年貢等注文。〔百合〕ク四〇・「岡」二二二、寛正二年十月日、新見莊領家方年貢公事物等注文案。『教王護国寺文書』(以下『教』と略す)一六八〇・『岡山県史編年史料』(以下『編』と略す)一六八〇、寛正二年十二月二十一日、新見莊領家方年貢算用状。

(10) 百姓が割符を調達した事例が二例知られている。「百合」ゆ三三・「岡」一一〇、寛正四年三月二日、金子衡氏書状。サ三三五・「岡」五五四、文明三年八月十八日、高瀬・中奥御百姓等申状。後者は、東寺の直祿支配の継続を求めて高瀬・中奥の百姓が割符を京進したことがわかる。

(11) 徳永裕之「中世後期の京上夫の活動」(遠藤ゆり子など編『再考中世莊園制』岩田書店、二〇〇七年)。

(12) 「百合」オ一七一・「岡」一九〇、寛正四年十一月十日、年預堯忠新見莊人夫役支配法式置文。京上夫は毎年一二人であるが、六か月分は現夫で、残りの六か月は夫錢二貫文宛とし、現夫が出せないときは一貫五〇文を納める定めである。

(13) 「百合」け一三・「岡」八二三、寛正三年最勝光院方評定引付、七月一日条。

(14) ①「百合」さ一一四一七・「岡」一〇三九、寛正三年七月六日、新見莊年貢代錢支配状案では、「四百五十文夫賃_{別九文}」とある。②「百合」さ一一四一八・「岡」一〇四〇、寛正三年七月六日、新見莊

年貢代錢支配状案では、「合六貫文内 夏麦代 除 五百四十文
夫賃_{別九文}」とある。①は年貢五貫文と去年違割符分二貫文との合計七貫文の支配状であるが、これは計算上の記載であり、実際に運搬されたのは夫賃にあるように五貫文であろう。これと②の六貫文との合計である一一貫文が実際に運搬された現錢量であると考えられる。「百合」サ一〇三・「岡」三六二、寛正三年六月二十日、三職注進状でも「五貫文ハ未進分にて候、六貫文ハ当年麦年貢之代にて候」とあり、合計一貫文である。

(15) 前注①と②。「百合」さ一一四の年貢代錢支配状は一三通で構成さ

れているが、この他の記載には「夫賃」の計上は見られない。

(16) 「百合」サ一〇二・「岡」三六一、寛正三年五月十八日、田所金子衡

氏書状では、京上夫を「四季八人」とするようて要求している。

「百合」ゆ七〇・「岡」一一四三、寛正三年十一月一日、代官祐清注

進状では、祐清は「京上夫事、十二人分を堅申付」けている。

(17) 「見代にて八貫文進上申候、此内貳貫文者、ちかいさいふの分にて

候、さらにく、み中ニ御さいふなく候て、如此候」(「百合」ゆ

六〇・「岡」一一三五、寛正三年四月十八日、了藏書状)。

(18) 「当国一官社務職相ろんより候て、あき人なんと、たやすからす

候間、今割符おも取進上申さす候」(「百合」サ一四六・「岡」四〇

〇、寛正五年九月二十一日、上使本位田家盛注進状)。同様な文言

が、「百合」サ一四八・「岡」四〇二、寛正五年九月二十一日、三職

注進状にもある。

(19) 「教」一六八四・「編」一八五一、寛正三年正月十日、新見莊年貢錢

算用状。

(20) 新見莊の「紙片の割符」「上り荷」の両方とも閑銭の賦課は確認で

きない。兵庫・堺・山崎などから陸路で京都まで運ばれる替えられ

た銭についても同様である。但し、寛正六年六月十二日の「カイ銭

取」に「ヒロ瀬下向閑舟チニ以下兩人」として一三〇文支給してい

るので、閑の存在は確認できる(「百合」る六四・「岡」七三一、寛

正六年十二月日、最勝光院方年貢散用状)。なお、矢野莊では永和

〇〇文)が徵収されている(「百合」ラ函九、永和二年学衆評定方引付、十一月三日条)。

(21) 大澤泉「備中國國衛領の支配構造と新見莊」(海老澤裏・高橋敏子

編『中世莊園の環境・構造と地域社会—備中國新見莊をひらく』勉成出版、二〇一四年)。

(22) この文書は年欠であるが、代官祐成の中間助八と太郎衛門の動向に

より年号が確定する。助八は、寛正六年七月二十五日以後下向、同

年十月十六日京上・十月二十五日京着しているので、この時には上

洛している(「委細、助八方^ニ仰下され候へく候」)に対応している)。太郎衛門は、この文書ではこの注進状とともに京上する予定

であつたことがわかるが、実際は神代夫と同道せず、一ヵ月後に上

洛したようだ。それは、「教」一七九四、(寛正六年)十一月二十二

日、新見莊公事物等送進状に三職とともに太郎衛門尉の署判がある

ことからわかる。寛正六年最勝光院方評定引付十二月四日条によれば二日に京着したと考えられる。従つて、太郎衛門は寛正六年十一

月二十二日京上、十二月二日京着であろう。なお、最勝光院方評定

引付同日条によれば、(寛正六年)十一月二十二日の年貢送進状と

ともに送られた半損を願う三職注進状があつたはずである。

(23) 中奥百姓が祐成中間太郎衛門上洛に合わせて麦年貢の損免を訴えた

もので、中奥百姓から神代夫に託された可能性が高い。

(24) 一里^ニ約四kmとすると、神代から小谷は地図上ではほぼ五里^ニ二〇

kmである。祐清殺害事件の際の三職注進状に「我らか在所より一里

計候所の御宮にておつけ打申候」(「百合」サ一〇二・「岡」三六

七、寛正四年八月二十七日)とある。「我らか在所」は西方で、祐

清が殺害された御宮(国主神社)は上市である。西方と上市は四km

弱であるから、一里^ニ約四kmと見なしてよい。

(25) 現在の県道三二三号線に相当する。なお、新成羽ダムの建設により、小谷の船着き場跡は現在は湖中にある。また、高山^{たかやま}と小谷^{こだに}は

『教』二七七一・『編』二二一四、永禄九年九月二十一日、新見莊使

入足日記に「人夫 高山より舟付迄」と記されている「高山」と
「舟付」に相当する。かつての自説を改める。

(26) 新見莊西方からの成羽川への陸路は、西方→坂本（吹屋の西）→惣
田→成羽川（現在の県道三三号線）が考えられる（図2・b）。或

いは、西方→本郷→成松→吹屋→宇治（穴田）→成羽→成羽川（図
2・c）である。このルートの例として寛正二年分年貢錢算用状
（『教』一六八四・『編』一八五一）の「二百文 割符料足フキヤ越
時、馬チン」がある。

(27) 新成羽ダム建設により水没した笠神文字岩の成羽川水路開鑿願文は
以下の通りである（『編』一二六三、翻刻は後注の藤沢晋）。

笠神船路通事

徳治二年七月廿日始之、八月一日平之畢、其時□□、右、笠神

竜頭上下瀬十余ヶ所者、為日本無双難所之間、薩埵慈悲大士□懷不
可不奉、不可不□、依之、相勸諸方、十余ヶ月、平之功已畢、
大勸進沙弥尊海

当国成羽善養寺

奉行□沙門実専 南都西大寺実□

根本発起四郎兵衛

石切大工伊 行経

牛□藤原

(28) 藤沢晋「十四世紀の成羽川水運開発記念碑「笠神文字岩」について

—神代野御厨等生産の鉄の流通に関連して—（『岡山大学教育学部
研究集録』一八、一九六四年）。藤沢晋「成羽川の船路開発と鉄の
流通をめぐつて」（『高梁川』一八、一九六五年）。藤沢晋「中世後

期新見庄における船給廢止と京進年貢錢納化」（『岡山大学教育学部

研究集録』二二、一九六七年）。

(29) 備中松山から新見までの高梁川の水運は江戸初期に開発されたが、
部分的には新見から高瀬舟により僅かな輸送があつた（新城常三
『中世水運史の研究』 塙書房、一九九四年）。

(30) 湯浅敏治『戦国期公家社会の諸様相』（和泉書院、一九九二年）。

(31) 濑谷一成「一五・一六世紀の北陸における手形類の動向と機能」
（『洛北史学』五、二〇〇三年）。

(32) 須磨千穎「土倉による莊園年貢収納の請負について—賀茂別雷神社
の所領能登国土田庄の年貢収納に関する土倉野洲井の活動—」（『莊
園の在地構造と経営』 吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九七一年）。

(33) 『東大寺文書』六四三（一一五一一五）。

(34) 本多博之「中世後期東大寺の周防国衙領支配の展開」（『日本史研
究』二九六、一九八七年）。

(35) 品治重治「替錢と割符」（『法学会雑誌』四六一、二〇〇五年）。

品治は以下に示す周防国衙金子算用状（『東大寺文書（未成卷文
書』一一二四一七三六一一）も取立為替であるとしている。

文正二年正月十一日

正 六〇貫文 割符内 〈此外十貫別二貫文ツ、賃分可渡由商人
方へ契約也、豊後与三郎替 使二郎衛門 是ハ此方ヨリ堺ニテ借
替也、国衙へ此旨申下間、追而国より可有答也、〉
此内遣方

○廿貫文 当所へ納、

廿貫文 方丈御得分、

拾貫文 坊主得分、

拾貫文 大行事、

已上六十貫文、遣方訖、此内貫別廿文宛雜用引之、

品治は「年貢が送られる以前に東大寺が豊後与三郎から前借してこれを決済するための取立為替が周防国衙へ送られて支払われる予定（可有答）であることを示している」とする。しかし、「此内遣方」として割符六〇貫文分の内容が示され、すでに「遣方」が完了している（文正元年十一月二十八日の同様な算用状では目代からの送状がある）。「国衙へ此旨申下間、追而国より可有答也」の意味は、年貢を取り寄せようとしているのではなく、商人・豊後与三郎へ支払うべき「十貫別二貫文」の夫賃一二貫文を要請しているのである。

この文書で特に注目するべき点は、「此外」として割符の額以外に一〇貫文別に二貫文を夫賃として商人に支払うように契約していることと、堺から奈良までの「駄賃」が一〇貫文につき二〇〇文かかり商人の収入となることである。つまり、周防国衙領から堺の海運では二〇%、堺から奈良東大寺の陸運では二%の夫賃率で、夫賃が商人の利益になつてている。

以上のようにこの文書が理解できるとすると、「是ハ此方ヨリ堺ニテ借替也」は、「この六〇貫文は奈良東大寺より（使者二郎衛門）を割符取のために堺に派遣して 堀で割符の現錢化をした」と解釈できる。二郎衛門は東寺公人の門指道忠と同様に割符取であろう。「借る」も「替ふ」も割符が作成される時に使用される場合が多い用語であるが、この場合割符として「借りた」ものをもとの現錢に「替える」という意味で使用されたと思われる。なお、以前の拙論では「借る」を現代の用語の意味と同様に考えていたが、「借る」或いは「借用す」の意味に「割符を割符屋から手に入れる」という意味もあると考えるようになった。また、「替ふ」の本来の意味

は、「あるものを別のものにかえる」であるから、現錢を「紙片の割符」にかえる時にも、「紙片の割符」を現錢にかえる時にも使用される。

(36) 「東大寺文書（未成卷文書）」一一二四一七三六一、周防国衙金子算用状（東大寺史料編纂所影写本）。

(37) 小野晃嗣「三条西家と越後青苧座の活動」（『日本商業史の研究』法政大学出版、一九八九年、初出一九三三年）。竹田和夫「中世後期越後青苧座についての再検討—本座・新座関係及び商人衆を中心に」（『新潟史学』一八、一九八五年）。

(38) 湯浅治久「室町期駿河・遠江の政治的位置と莊園制—都鄙交渉史の視点から—」（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、二〇一〇年）。

(39) 「百合」え一一・『静岡県史資料編六・中世二』一三〇三、応永八年十二月九日、鈴藏常喜書状。

(40) 村井章介「東寺領遠江国原田・村櫛両庄の代官請負について」（『静岡県史研究』七、一九九一年）。但し、村井は「さいふ」を「紙片の割符」と理解している。村井はこの他に、「来納之割符」や現錢化日限指定の割符も紹介している。遠江国原田・村櫛両庄は、備中國新見荘と同様に最勝光院の荘園であるから、割符のしくみも新見荘の場合と同様であったと考えられる。

(41) 「東大寺文書（未成卷文書）」一一二四一五六九・『静岡県史資料編六・中世二』二三四五、（康正二年カ）五月八日、弥太郎書状。

(42) 「筒井寛聖氏所蔵東大寺文書」・『静岡県史資料編六・中世二』一二四〇、康正二年正月、遠江国蒲御厨京上年貢錢算用状。

（付記1）京都府立京都学・歴彩館の東寺百合文書WEB、東京大学史料編纂所のデータベースを活用した。

（付記2）陽明文庫「雜事要錄」・「雜々記」は、東京大学史料編纂所図書室・京都府立京都学・歴彩館の京都学デジタル資料閲覧コーナーで閲覧した。

（付記3）この内容は、二〇一七年九月二日に機関誌会館（京都市上京区）で行われた日本史研究会二〇一七年九月例会で口頭報告した「中間地域莊園の惣村の特徴－主に新見莊の「惣請」と年貢送進－」と、二〇一七年十二月九日に京都府立京都学・歴彩館で行われた第IV期第一回東寺文書研究会で口頭報告した「室町・戦国期莊園制を支えた割符－新見莊や北陸など中間地域莊園の事例－」を土台に成稿した。当日、多くの方から貴重なご意見を頂戴しましたので、可能な限り紙面に反映させました。記して御礼申し上げます。